

青森県報

第四千五十七号

平成二十七年
十月九日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（ 同 ）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	二
障害福祉サービス事業者の指定	（障 害 福 祉 課）	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	（ 同 ）	二
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	（商 工 政 策 課）	三
県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札	（林 政 課）	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会 計 管 理 課）	四
建設業者の許可の取消し	（西 北 地 域 局）	四
右 同	（上 北 地 域 局）	五
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（中 南 地 域 局）	五
土地改良区の定款変更の認可	（上 北 地 域 局）	五

告

示

青森県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 所 在 地 又 は 住 所	居 宅 サ ー ビ ス の 種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社 N E E D S 八戸市大字新井田字館下一	訪問看護	なかざわ訪問看護センター	八戸市湊高台二丁目一二の二	平成二七・一〇・一
有限会社 N E E D S 八戸市大字新井田字館下一	通所介護	なかざわサービスセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二	"
合同会社 居宅介護支援サービス介護のこと	訪問介護	合同会社 居宅介護支援サービス介護のこと	五所川原市大字梅田字平野一二	"

青森県告示第六百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業者を行う事業所		

青森県告示第七百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

有限会社 N E E D S	八戸市大字新井 田字館下一	なかざわ居宅介護支援事業所	八戸市湊高台二丁目二の二	平成二七・〇・一
----------------	---------------	---------------	--------------	----------

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
有限会社 N E E D S	八戸市大字新井 田字館下一	訪問看護	なかざわ訪問看護ステーション	八戸市湊高台二丁目二の二	平成二七・〇・一
有限会社 N E E D S	八戸市大字新井 田字館下一	介護予防通所介護	なかざわデイサービスセンター	八戸市湊高台二丁目二の二	"
合同会社 住宅介護サービス 介護のこと	五所川原市大字 梅田字平野一二	介護予防訪問介護	合同会社 住宅介護サービス 介護のこと	五所川原市大字 梅田字平野一二	"

青森県告示第七百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人・花	弘前市大字藤代二丁目一の六	生活介護	生活介護事業所（多機能型）「花束」	弘前市大字藤代二丁目一の六	平成二七・〇・一
特定非営利活動法人 シニアネット 弘前	弘前市大字高崎二丁目七の七	就労継続支援 A 型	就労継続支援 A 型事業所 ネット大町	弘前市大字大町三丁目一の二 サンステージ C 号室	"

青森県告示第七百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
中山内科医院	三沢市古間木山六八の二一四	平成二七・〇・一
有限会社 宮形薬局	弘前市御幸町四の三	"
訪問看護ステーション ふくらつ	八戸市吹上二丁目八の三二	"

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ柏店

五所川原市大字小曲字枝村四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアイマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変更後	株式会社横浜フアイマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更年月日	平成二七・五・二五
-----	--	-----	---	-------	-----------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社横浜フアイマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 松山稔	変更後	株式会社横浜フアイマシー 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四 代表取締役 室井善一	変更年月日	平成二七・五・二五
-----	--	-----	---	-------	-----------

四 届出年月日

平成二十七年七月二十九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十七年十月九日から平成二十八年二月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年二月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

立第一号	下北郡東通村大字岩屋字 館野沢一の五	樹種	スギ	林 齢	五十年生	本数（本）	三、八七三	材積（m ³ ）	二、一八五 ・八六
------	-----------------------	----	----	-----	------	-------	-------	---------------------	--------------

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央二丁目一の八
むつ合同庁舎 旧館三階大会議室

2 日時

平成二十七年十月二十一日(水) 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 現場説明は平成二十七年十月十四日午後一時までに岩屋ゆとりの駐車帯(下北郡東通村大字岩屋字小沢平)に集合の上、下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五まで移動して行う。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林環境グループ

電話 〇一七 七三四 九五二二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車(四立方メートル級) 一台

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県出納局会計管理課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年九月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青工

青森市新田三丁目一の八

六 契約金額

千六百七十一万八千四百円

七 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年九月二日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社晃新

二 代表者の氏名 堀谷 幸栄

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字毘沙門字下熊石一三の六

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第四〇〇一八六号

五 取消年月日 平成二十七年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許

可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社青森三広

二 代表者の氏名 神園 靖子

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四六四の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第五〇〇二七四号

五 取消年月日 平成二十七年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

中 南 地 域 県 民 局 長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	古川 昭二	平川市柏木町柳田二二二	平成二七・九・一八

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を平成二十七年九月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

上 北 地 域 県 民 局 長 山 田 裕

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭